政令

サイバーセキュリティ基本法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十九号

サイバーセキュリティ基本法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十七年一月九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　宮沢　洋一
防衛大臣　江渡　聡徳

サイバーセキュリティ戦略本部令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百号

サイバーセキュリティ戦略本部令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国務大臣以外の本部員の定数等）

第一条　サイバーセキュリティ戦略本部員（以下「本部員」という。）のうち、サイバーセキュリティ基本法第二十九条第二項第七号に掲げる本部員の定数は、十人以内とする。

2　前項の本部員の任期は、二年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第一項の本部員は、再任されることができる。

4　第一項の本部員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条　サイバーセキュリティ戦略本部（第四条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2　専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査会の委員は、非常勤とする。

4　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（専門調査会に属する本部員）

第三条　サイバーセキュリティ戦略本部長（次条において「本部長」という。）は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として本部員を指名することができる。

（本部の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附　則

この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年一月九日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百一号

内閣官房組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部の施行に伴い、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条及び行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第一条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三室」の下に「及び内閣サイバーセキュリティセンター」を加える。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（内閣サイバーセキュリティセンター）

第四条の二　内閣サイバーセキュリティセンターにおいては、次の事務をつかさどる。

一　情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を通じて行われる行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析に関すること。

二　行政各部におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この項において同じ。）の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある重大な事象の原因究明のための調査に関すること（内閣情報調査室においてつかさどるものを除く。）。

三　行政各部におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な助言、情報の提供その他の援助に関すること。

四　行政各部におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうちサイバーセキュリティの確保に関するもの（国家安全保障局、内閣広報室及び内閣情報調査室においてつかさどるものを除く。）

2　内閣サイバーセキュリティセンターに、内閣サイバーセキュリティセンター長一人を置く。